

## 会員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、この法人(以下「本センター」という。)の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会員)

第2条 本センターの目的、事業に賛同する団体(又は個人)は、理事長の承認を得て会員とすることができる。

### (理事会への報告)

第3条 理事長は新たに前条の会員となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

### (入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

### (会費)

第5条 会員は年会費を1事業年度につき、1口以上(1口10万円)納めなければならない。

### (会員の特典)

第6条 会員は理事会で別に定める特典を享受することができる。

### (会費の使途)

第7条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第8条 会員が下記の事由に該当するときは、理事長の判断により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- (2) 正当な理由がなく会費を滞納したとき

2 前項により除名された会員について、理事長は理事会に報告しなければならない。

(退会)

第9条 会員は退会通知を本センターに提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第10条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。(平成24年6月19日理事会議決)

附則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。(平成28年3月 日理事会議決)